

議案説明書

産業文化スポーツ部 企業誘致課

提出議会：令和5年第4回定例会

1 案件名

議案第115号 佐野市企業立地促進条例の改正について

2 概要

- (1) 本社等移転を行った企業に対する奨励金の制度を追加する。
- (2) 新設又は増改築等した企業に対する奨励金について、金額の上限を設ける。

3 理由、趣旨、目的、内容等

- (1) 中核企業の本社移転を促すため、佐野市を本店所在地とする移転登記を行った企業又は本社機能若しくは研究開発機能を有した支店の開設を行った企業に対し、納付した法人市民税相当額を対象に奨励金の交付制度を追加する。

ア対象者：要件を満たす企業

イ要件：佐野市を本店所在地とした移転登記を行うか、本社機能又は研究開発機能を有した支店の開設を行う。

：常時使用する従業員の数が10人以上

：市税に滞納が無いこと

ウ交付額：市へ納付した法人市民税相当額（1千円未満切捨て）（上限3億円）

エ交付期間：佐野市で事業を行った月数が12月になった事業年度から5事業年度

- (2) 新設及び増改築を行った企業について交付する奨励金について、10億円の上限を設ける。

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日